

様式第 1

平成 年 月 日
番 号

大阪市長 様

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号

大阪市住宅供給公社

理事長 印

都心共同住宅供給事業計画認定申請書
(地区)

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 101 条の 3 の規定に基づき、都心共同住宅供給事業の実施に関する計画について認定を申請します。

1 都心共同住宅供給事業を実施する区域

地名地番	
敷地の面積	m ²
土地に関する権限	1 所有権 2 敷地権・その他(賃借権)

2 共同住宅の戸数

住宅戸数	認定申請対象戸数	戸 (全体建設戸数 戸)
	うち	
	賃貸住宅戸数	戸 (全体建設戸数 戸)
	分譲住宅戸数	戸

3 共同住宅の規模、構造及び設備

()内は高優賃対象住戸

()内は特優賃対象住戸

(1) 住戸ごとの規模

住棟 番号	住戸番号	賃貸住宅・分 譲住宅の 別	床面積 m ²	居室 数
		賃貸住宅		

(注) 大都市法施行規則第50条の6第一号の同居親族がない者の居住の用に供する住宅の場合は、住戸番号を で囲むこと。

(2) 住棟ごとの構造等

住棟番号	戸数	住宅の構造
		1 耐火構造 2 準耐火構造

(3) 各住戸に備える設備

台 所	(有・無)
水洗便所	(有・無)
収納設備	(有・無)
洗面設備	(有・無)
浴 室	(有・無)
その他	()

4 共同住宅の建設の事業に関する資金計画

	内 訳 (円)
支 出	調査設計費 建設費 事務費
	計
収 入	自己資金 借入金 (うち住宅金融公庫) 補助金 (うち都心共同補助金)
	計

5 賃貸住宅に関する事項

(1) 賃借人の資格に関する事項

次の者を賃借人とする。 一 法第101条の3第六号イ(1)に該当する者 二 法第101条の3第六号イ(2)に該当する者

(2) 家賃その他賃貸の条件に関する事項

家賃等

家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定めるものとする。

なお、当初の家賃の予定額については、次のとおりとする。

住棟番号	住戸番号	家賃の予定額 (円)
	【計； 戸】	
敷 金	家賃の3ヶ月分	
賃貸条件の制限	家賃及び敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としない。	

賃借人の選定方法

募集の方法	
選定の方法	
その他	

(3) 賃貸住宅の管理の方法及び期間

管理の方法	管理期間における管理の方式	1 賃貸住宅の管理の委託 2 転貸人への賃貸住宅の賃貸 3 自ら管理
	1 の場合の依頼する相手又は 2 の場合の賃貸する相手（以下「管理業務者」という。）の氏名又は名称	
	管理業務者又は 3 の場合の申請者の概要	別添による
	賃貸住宅の修繕	
	備付図書	
管理の期間		平成 年 月から 10 年以上

6 分譲住宅に関する事項 該当無し

7 共同住宅の建設又は関連公益的施設の整備の事業の実施時期

事業の着手の予定年月日	共同住宅の建設	年	月	日
	関連公益的施設の整備	年	月	日
事業の完了の予定年月日	共同住宅の建設	年	月	日
	関連公益的施設の整備	年	月	日

8 関連公益的施設の整備に関する事項

別 添

管理業務者の概要

氏名又は名称		
住所又は主たる事務所の所在地		
当該賃貸住宅の管理を行う事務所の所在地		
宅地建物取引業法に基づく免許		(有、無)
免許ありの場合	免許の種別	
	免許番号	
	免許取得年月日	
自己資本の額		資本金 円
賃貸住宅の管理戸数	年	
	年	
	年	
	現在	平成 年 月 日現在 戸
賃貸住宅の管理を行う人員の数		平成 年 月 日現在 人

添付書類

- 1 計画概要書
- 2 工程表
- 3 家賃限度額
- 4 近傍家賃
- 5 位置図
- 6 区域図（建替え団地で数期にわたる場合）
- 7 配置図
- 8 平面図
- 9 立面図
- 10 断面図
- 11 住戸プラン
- 12 敷地求積図
- 13 既存住宅平面図（建替え団地の場合）

大 都 整 民 住 第 号
平 成 年 月 日

大 阪 市 住 宅 供 給 公 社
理 事 長 様

大 阪 市 長 印

都 心 共 同 住 宅 事 業 計 画 認 定 通 知 書
「 地 区 」

平 成 年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 都 心 共 同 住 宅 供 給 事 業 計 画 「 地 区 」 に つ い て、次 の と お り 認 定 し た の で 通 知 す る。

記

認定事業者		大阪市住宅供給公社 理事長	
賃 貸 ・ 分 譲 住 宅	地名地番		
	敷地面積	㎡	
	戸数	戸	
	種別	1 賃貸住宅	2 分譲住宅
	関連公共施設	1 有り	2 無し
	構造	1 耐火構造	2 準耐火構造
	住宅規模	㎡ ~ ㎡	
	家賃・価格 敷金	円 ~ 円	
選 定 方 法			
管 理	管 理 者	大阪市住宅供給公社	
	方 法	1 賃貸住宅の管理委託 2 転貸人への賃貸住宅の賃貸 3 自ら管理	
	期 間		
着手予定年月日		共同住宅の建設 平成 年 月 日	
完了予定年月日		共同住宅の建設 平成 年 月 日	

様式第 2

番 号
平成 年 月 日

大阪市長 様

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

大阪市住宅市街地総合整備事業開発事業計画書
(地区)

標記事業について、補助金の交付を受けたいので大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 7 条の規定により、標記事業にかかる次の開発事業計画書を提出いたします。

記

- 1 住宅市街地総合整備事業地区の名称 地区
- 2 整備計画承認年月日及び承認番号
- 3 開発事業計画書 別紙のとおり

様式第2 別紙

開発事業計画書

1 事業地区の名称 地区

2 拠点的开发の区域の名称

3 区域の位置 別図のとおり

4 区域の面積

5 住宅等の建設を行う者

6 事業の手法

7 住宅の戸数

総戸数	戸（内従前居住者用	戸）
分譲	戸（内従前居住者用	戸）
賃貸	戸（内従前居住者用	戸）

8 建築物の概要

棟番号	構造	階数	建築面積	床面積	用途	備考

9 開発地区の概要

区域面積	m ²		
建築面積	m ²	建ぺい率	%
床面積	m ²	容積率	%
有効空地面積	m ²	有効空地率	%

10 建築物の配置 別図のとおり

11 住宅供給の計画

(添付図面)

図書の種類 縮尺 記載事項

図書の種類	縮尺	記載事項
拠点的开发区域図	1/1,000 以上	1. 拠点的开发区域を赤線で明示すること。 (整備地区を破線で示す) 2. 区域内の公共施設、建築物、工作物の位置、 形態、用途を明示すること。 イ. 建築物等は住宅(黄色)、店舗等(赤色)、 工場(青色)に色分けすること。 ロ. 耐火建築物は黒色斜線を記入すること。
建物配置図	1/1,000 以上	1. 新たに建設すべき住宅等の配置及び道路の 位置を表示すること。 2. 建設する住宅等の棟毎の階数、戸数及び建 設年度を明示すること。

様式第 3 - 1

平成 年 月 日
番 号

大阪市長 様

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

大阪市住宅市街地総合整備事業全体設計（変更）承認申請書
（ 地区 ）

大阪市住宅市街地総合整備事業について、下記のとおり承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業地区の名称及び所在地
- 2 事業に要する経費 別紙のとおり
- 3 事業年度及び年度ごとの事業費 別紙のとおり
- 4 事業完了の予定期日 平成 年 月 日

（注）承認申請は、1 地区につき 1 承認申請書で行うこと。

様式第 3 - 1 別紙

全体設計表

事業区分	事業費（千円）				備考
	全体計画	年度別計画			
		平成 年度	平成 年度		
大阪市住宅市街地総合整備事業					
市街地住宅等整備事業					
居住環境形成施設整備事業					

（添付図書）

- 1 位置図、区域図、補助対象等を表示した図面
- 2 提出図書は、日本標準規格 A 列 4 版とし、縮小、拡大する場合は、縮尺を記入すること。

様式第 3 - 2

大阪市指令住宅番 号
平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

大阪市長 印

大阪市住宅市街地総合整備事業全体設計（変更）承認通知書
（ 地区 ）

平成 年 月 日付け第 号で全体設計（変更）承認の申請があった標記事業について、その内容等を審査した結果、承認したので通知します。

様式第 4

平成 年 月 日
番 号

大阪市長 様

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金交付申請書
(地区)

平成 年度大阪市住宅市街地総合整備事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地区 大阪市住宅市街地総合整備事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の完了予定期日
及び実施計画 (別紙 1 のとおり) 平成 年 月 日
- 4 交付申請額 千円
補助事業に要する経費 千円
- 5 交付申請額の算出方法 (別紙 2 のとおり)
- 6 附帯事務費明細書 (別紙 3 のとおり)

(添付資料)

- (1) 「都心共同住宅供給事業計画 (変更) 認定通知書」の写し
- (2) 位置図、区域図、補助対象等を表示した図面

(注 1) 交付申請は 1 地区につき 1 交付申請書で行うこと。

(注 2) 「別紙 1, 2, 3」は、住宅市街地整備必携 (平成 17 年度版。但し、以後については最新版とする。) における「別紙 1, 4, 8」等を準用する。

第 号
平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

大阪市長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金交付決定通知書
(地区)

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金については、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 10 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同条の規定により通知する。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容
- 2 この補助事業に要する経費（補助基本額）及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する額	千円
補助金の額	千円
- 3 この補助事業に要する経費の配分
- 4 この補助金の額の確定は、3 によって配分された経費ごとに、この補助事業に要した経費の額に補助率を乗じて得た額で行うものとする。ただし、この補助事業に要した経費がそれぞれ 3 によって配分された経費の額を超えるときは、3 によって配分された経費の額に補助率を乗じて得た額で行うものとする。
- 5 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) この事業の実施については、次の各号の一つに該当する場合は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。
 - イ．この事業の経費の配分を変更する場合
 - ロ．この事業の内容を変更する場合
 - ハ．この事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) この事業が、平成 年 月 日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) この事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、市長の承認を経て、この事業完了後これと同種の他の補助事業などに使用する場合を除き、当該物件の残存価格にこの事業に係る市の補助率を乗じて得た金額を返還しなければならない。
 - (4) この事業が完了した場合において、この事業の施行により付随的に発生した物件があるときは、当該物件の価格を補助事業に要した経費から控除することができる。
 - (5) この補助事業について経理を明らかにする書類、帳簿等を常に整備し、補助事業完了の 5 ヶ年以上保存すること。
- 6 その他
本通知の決定内容（交付内容を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

様式第 5 - 2

大阪市指令住宅第 号
平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

大阪市長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金不交付決定通知書
(地区)

平成 年 月 日付け第 号で交付申請のあった標記事業について、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり不交付と決定したので、同条の規定により通知する。

記

- 1 補助事業の名称 地区 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費
- 2 地区の名称及び所在地
地区名
所在地 大阪市 区
- 3 不交付決定の理由

大阪市指令住宅第 号
平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

大阪市長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金交付決定変更通知書
(地区)

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった標記事業の補助金は、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 補助金交付決定額

(単位 : 千円)

区 分	前 回 まで 交付決定額	今 回 交付決定額	変 更 交 付 決 定 額
補助事業に 要する経費			
補助金の額			

2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。

様式第 6

番 号
平成 年 月 日

大阪市長 様

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金の
経費の配分変更承認申請書 (地区)

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号で交付決定を受けた標記事業
の補助金の経費の配分を次の理由により、別表のとおり変更したいので承認くださるよ
う申請します。

記

- 1 経費の配分変更を必要とする理由
- 2 経費の配分変更調書 (別表)

(別表) 経費の配分の変更内訳書 (単位 : 千円)

地区名 又は種別	補助事業に要する経費		大阪市が補助する額		補助率	備 考
	金 額	増 減額	金 額	増 減額		
合 計						

(注 1) 上段に変更前の額を () 書で記載し、下段には変更後の額を記入すること。

(注 2) 種別欄は変更となる経費の区分を記載すること。

様式第7

平成 年 月 日
番 号

大阪市長 様

大阪市北区天神橋6丁目4番20号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金交付申請取下書
(地区)

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号で交付決定のあった標記事業
について、下記の理由により交付申請の取下げをしたいので次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地区 大阪市住宅市街地総合整備事業
- 2 地区の名称及び所在地
地区名
所在地 大阪市 区
- 3 交付決定額 千円
- 4 交付決定番号
- 5 取下げ理由

様式第 8

番 号
平成 年 月 日

大阪市長 様

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金交付変更申請書
(地区)

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号で交付決定の通知を受けた
標記事業について、当該決定の額を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地区 大阪市住宅市街地総合整備事業
- 2 変更を必要とする理由
- 3 交付変更申請額
交付決定額 千円
交付変更申請額 千円
差引増 減額 千円
- 4 交付変更申請額の算出方法 (別紙のとおり)
- 5 補助事業の完了予定日 平成 年 月 日

(注) 「別紙」は、補助金交付申請書の様式を準用し、交付決定と変更しようとする内容が対比できるように交付決定分は
上段に () 書で記載し、変更申請分は下段に記載すること。なお、添付図面等は変更に係る部分のみを添付する
こと。

様式第9

番 号
平成 年 月 日

大阪市長 様

大阪市北区天神橋6丁目4番20号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業の事業内容の変更承認申請書
(地区)

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業については、今般、次のとおり事業内容を変更したいので、関係書類及び図書を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地区 大阪市住宅市街地総合整備事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 関係書類及び図書

(注) 事業内容の変更に伴って経費の配分の変更がある場合には、補助金交付申請書の様式を準用し、上段に変更前の額を()書で記載し、下段には変更後の額を記載すること。
なお、添付図面等は変更に係る部分のみを添付すること。

様式第 9 - 1

番 号
平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

大阪市長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業の事業内容の変更通知書
(地区)

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号にて交付決定した標記事業に
ついて、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 14 条第 4 項の規定により、次のと
おり変更したので通知する。

記

- 1 補助事業の名称 地区 大阪市住宅市街地総合整備事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由

様式第 10

番 号
平成 年 月 日

大阪市長 様

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業着工届
(地区)

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号で交付決定通知を受けた標
記事業については、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 21 条の規定により、次
のとおり着工届を提出します。

記

- 1 地区の名称及び所在地
地区名
所在地
- 2 交付決定番号
- 3 着工年月日
- 4 完成予定期日

様式第 11

番 号
平成 年 月 日

大阪市長 様

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業遂行状況報告書
(地区)

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号で補助金の交付決定の通知
を受けた標記事業の遂行状況について、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 21
条の規定により、別表のとおり報告します。

(注)「別表」は、住宅市街地整備必携(平成 17 年度版。但し、以後については最新版とする。)の「事業遂行状況報告
書 別表」を準用する。

番 号
平成 年 月 日

大阪市長 様

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業完了実績報告書
(地区)

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記の事業が完了したので、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 23 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 地区 大阪市住宅市街地総合整備事業
- 2 交付決定額及びその精算額
交付決定額 千円
精算額 千円
- 3 補助事業の実施期間
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4 補助事業の成果

区 分	計 画 (面積又は戸数等)	完 了 (面積又は戸数等)

添付書類

- (1) 補助金精算調書 (別紙 1)
- (2) 補助金受入調書 (別紙 2)
- (3) 残存物件調書 (別紙 3)
- (4) 事業実施状況 (別紙 4)
- (5) 図面
- (6) 事業完了写真
- (7) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(注) 「別紙」は、住宅市街地整備必携 (平成 17 年度版。但し、以後については最新版とする。) を準用することとする。

大阪市指令住宅第 号
平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

大阪市長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金の額の確定通知書
(地区)

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号で交付の決定をした大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金については、先に提出された完了実績報告を審査の結果、下記のとおり確定したので、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 24 条の規定により通知する。

記

1 地区の名称及び所在地

地区名

所在地 大阪市 区

2 交付決定番号

3 確定補助金額

確定補助金額 千円

< 補助金交付条件 >

- 1 交付決定額には消費税が含まれているため、当事業について、消費税の仕入れ税額控除を行わなかったことを示す書類(当該補助金の該当する年度の消費税の申告書)を、後日提出のこと。
- 2 補助事業等の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を本市に返還を請求することがある。
- 3 公社は、市の補助金について、補助事業等に係る経費の収支を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後 5 年間保存しなければならない。
- 4 当事業によって取得した若しくは効用が増加した不動産及びその従物は、市長の承認を受けずに、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。

様式第 14

平成 年 月 日
番 号

大阪市長 様

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社
理事長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金交付請求書
(地区)

大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 26 条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 交付請求額 千円
ただし、平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号に基づく補助金

補助金交付決定額		
内 訳	既 受 入 額	
	今 回 請 求 額	
	残 額	

大住宅第 号
平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

大阪市長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業費補助金交付決定
(全部・一部)取消通知書(地区)

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号により補助金の交付決定を行った事業に係わる補助金の交付について、大阪市住宅市街地総合整備事業第 28 条第 3 項の規定により、下記のとおり(全部・一部)の取消しを決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 地区 大阪市住宅市街地総合整備事業
- 2 地区の名称及び所在地
地区名
所在地 大阪市 区
- 3 交付決定番号
- 4 当初交付決定額 千円
- 5 取消し額 千円
- 6 取消し後の交付決定額 千円
- 7 取消しの理由

大阪市指令住宅第 号
平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

大阪市長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業補助金返還命令書（その 1）
（ 地区 ）

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号で交付の決定をした大阪市住宅市街地総合整備事業補助金については、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 29 条第 1 項の規定により、補助金交付決定の取消しを行うとともに、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

- 1 地区の名称及び所在地
地区名
所在地 大阪市 区
- 2 申請者（住所・氏名）
- 3 交付決定番号
- 4 返還金額
- 5 返還期限
- 6 取消し理由

大阪市指令住宅第 号
平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社
理事長 様

大阪市長 印

平成 年度 大阪市住宅市街地総合整備事業補助金返還命令書（その 2）
（ 地区 ）

平成 年 月 日付け大阪市指令住宅第 号で補助金の額を確定した大阪市住宅市街地総合整備事業補助金については、大阪市住宅市街地総合整備事業補助要綱第 29 条第 2 項の規定により、補助金交付決定の取消しを行うとともに、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

- 1 地区の名称及び所在地
地区名
所在地 大阪市 区
- 2 申請者（住所・氏名）
- 3 交付決定番号
- 4 返還金額
- 5 返還期限
- 6 取消し理由